

(案)

荷主関係団体 代表者 殿

岩 手 労 働 局 長

東北運輸局岩手運輸支局長

貨物自動車運送事業における長時間労働防止及び荷役作業等による
労働災害防止について（協力要請）

日頃より、労働行政及び運輸行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国民の生活や国内産業を支える基幹的な事業の一つである貨物自動車運送事業（トラック事業）につきましては、労働基準関係法令の遵守はもとより、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（以下「改善基準告示」という。）等を遵守することが求められています。

しかしながら、トラック運転者は他業種の労働者と比べて長時間労働の実態にあり、労働基準関係法令や改善基準告示の違反が高水準で推移する等、その労働条件の確保・改善が課題となっています。また、荷主都合による手待ち時間が発生する等の実態があり、トラック運送事業者のみの努力で長時間労働を抑制、防止することが困難な状況にあります。

こうしたことから、学識経験者、荷主、トラック運送事業者、労働組合等の関係者から構成される「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」を中央及び各都道府県に設置し、トラック輸送における取引環境の改善を図るための取組みを議論しているところです。当該協議会において、トラック事業者と荷主とが連携して、荷待ち時間の削減や荷役作業の効率化など長時間労働の抑制を図るためのパイロット事業を平成 28 年度から 2 か年度にわたり実施し、その成果として「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）がとりまとめられました（別添参照）。さらに、「トラック輸送における取引環境・労働時間改善岩手県協議会」では、荷主と輸送事業者との取引環境の実態を把握するため、

県内の荷主企業を対象に調査（荷主実態調査）を実施し、その結果から、トラック事業の運転者の労働時間等の労働条件を改善するためには、荷主の皆様のご理解とご協力が不可欠である状況が明らかになりました（別紙1参照）。

つきましては、トラック事業における長時間労働の抑制等のための取組の趣旨にご理解いただき、貴団体傘下の会社に対して、ガイドラインに基づき必要な業務内容の見直し等に取り組んでいただけるよう、また、特に下記1の事項についてご留意いただけるよう周知に格別のご配慮をお願い申し上げます。

さらに、県内のトラック事業の労働災害の約5割が荷役作業中に発生し、その中でも最も多くを占める墜落・転落災害の約8割が荷主等の配送先で発生している傾向が継続しています。また、約1割が交通事故であり、平成29年には違法な時間外労働となっていた労働者が死亡する交通労働災害も発生したところです（別紙2参照）。ついては、下記2の事項について併せて取り組んでいただきますよう、貴団体傘下の会社に対する周知の程、よろしくお願い申し上げます。

記

1 トラック運転者の過労運転防止のために

- (1) 運送の発注を行うにあたっては、以下の点にご配慮していただくこと。
 - ① 安全運行阻害、荷待ち時間の発生を回避するとともに、運送や附帯業務に伴う適正な代価の収受に関して効果が期待されるため、運送業務、附帯業務、運賃・料金等の重要事項について、あらかじめ契約書等の書面による共有を図り、安全で適切な運行計画を立てることができるよう、発注条件を明確化していただくこと（参考資料1、別紙1図1関係）。
 - ② 安全な運転を確保するために、トラック運転者の休憩時間、運行経路の渋滞等を考慮した到着時刻を設定していただくこと（ガイドライン32～33、36～37ページ、別紙1図2関係）。
 - ③ 手待ち時間は長時間労働の大きな要因となるため、ガイドラインの対応例も参考に、手待ち時間の短縮のために積極的な取組を行っていただくこと（ガイドライン16～17、20～21、30～31ページ、別紙1図3関係）。
- (2) 荷主・元請事業者は実運送事業者が過労運転にならざるを得ないような運行依頼とならないよう、実運送事業者の運行管理状況を把握するとともに、実運送事業者からの意見や申出を踏まえ、安全運行を確保するための措置を講じていただくこと（参考資料4、別紙1図4関係）。

2 労働災害の防止のために（参考資料 7、8 関係）

- (1) 荷役作業の有無、内容、役割分担をトラック運送事業者へ通知
トラック運転者による荷役作業については、運送契約時に荷役作業等の附帯業務について、書面による共有を図り、運搬物の重量、荷役作業の内容、役割分担について「安全作業連絡書」（別紙 3）を活用するなどにより、事前にトラック運送事業者へ通知していただくこと。
- (2) 荷主敷地内での墜落防止対策
 - ① トラックの荷台上で荷役作業を行わせる場合には、荷台の周囲に墜落防止柵、作業床を設ける等により墜落・転落防止措置を講じていただくこと。
 - ② 荷役作業において墜落時保護用のヘルメットの着用を指導していただくこと。
- (3) 自社以外の者にフォークリフトを使用させる場合の資格の確認
フォークリフトを使用する者が有資格者等であることを確認していただくこと。

| フォークリフトの性能 | 必要な資格等 |
|-------------|---------------------|
| 最大荷重 1 トン以上 | フォークリフト運転技能講習修了証 |
| 最大荷重 1 トン未満 | フォークリフト特別教育を受けていること |

- (4) 交通労働災害防止対策
適切かつ安全な管理体制の確立し、適正な労働時間の管理、走行管理及び健康管理を行っていただくこと。

参考資料

- 1 「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」
(<http://www.mlit.go.jp/common/001024950.pdf>)
- 2 「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」
(<http://www.mlit.go.jp/common/000017296.pdf>)
- 3 「トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン」
(http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha08/09/090314_2_.html)
- 4 「安全運行パートナーシップ・ガイドライン」
(<http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha07/09/090528/03.pdf>)
- 5 「安全性優良事業所の認定（G マーク）について」
(http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk4_000013.html)
- 6 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」
(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/kantoku/dl/040330-10.pdf>)
- 7 「交通労働災害防止のためのガイドライン」
(<https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/content/contents/ko-utu-rousaibousi-gaidorain-H30.kaisei.pdf>)

- 8 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」
(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/enzen/dl/130605-3.pdf>)
- 9 「貨物自動車運送事業運輸送安全規則の一部を改正する省令について」
(http://jta.or.jp/kotsuanzen/enzen/info/enzen_kisoku_kaisei201706flyer.pdf)
- 10 「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」
(<http://www.mlit.go.jp/common/001259787.pdf>)
- 11 「荷主と運送事業者のためのトラック運転者の労働時間削減に向けた改善ハンドブック」
(<https://www.mhlw.go.jp/content/000462130.pdf>)
- 12 「荷主のための物流改善パンフレット」
(<https://www.mhlw.go.jp/content/000462132.pdf>)

【問い合わせ先】

岩手労働局労働基準部監督課

電話番号 019-604-3006

(担当：宮崎、石川、浅井)

東北運輸局岩手運輸支局

電話番号 019-638-2155

(担当：吉川、木村)